

第 号

認 証 書

事業者名

道路運送車両法第80条の規定により、下記のとおり自動車特定整備事業の認証をする。

記

1. 認 証 番 号 第 号

2. 事業場の名称

3. 事業場の所在地

4. 自動車特定整備事業の種類
普通自動車特定整備事業
小型自動車特定整備事業

5. 対象とする整備の種類、対象とする自動車の種類及び対象とする装置の種類
普通自動車(乗用) (分解整備(動力伝達装置、走行装置、操縦装置、) (制動装置、緩衝装置)に限る)
小型四輪自動車 (分解整備(動力伝達装置、走行装置、操縦装置、) (制動装置、緩衝装置)に限る)
小型三輪自動車 (分解整備(動力伝達装置、走行装置、操縦装置、) (制動装置、緩衝装置)に限る)
小型二輪自動車 (分解整備(動力伝達装置、走行装置、操縦装置、) (制動装置、緩衝装置)に限る)
軽自動車 (分解整備(動力伝達装置、走行装置、操縦装置、) (制動装置、緩衝装置)に限る)

令和 年 月 日

〇〇運輸局長

〇〇

〇〇

